

「令和 2 年度若年者地域連携事業」に係る提案書作成要領

1 提案書等の提出書類及び提出期限等

(1) 提出書類

- イ 「令和 2 年度若年者地域連携事業」に係る提案書
- ロ 提出者の概要（会社概要等）が分かる資料
- ハ 提案書の記載内容に連動する資料

(2) 提出期限

令和 2 年 2 月 2 7 日（木） 1 7 時

(3) 提出部数

上記（1）イ～ハの資料について、それぞれ原本 1 部、写し 7 部を提出すること。

なお、写し 7 部については、会社名や会社のロゴマークをマスキングする等により、会社が特定されないようにした上で提出すること。

また、紙媒体の提出に加え、電子媒体（CD-R、DVD-R）で 1 部提出すること。

(4) 提案書等の提出場所

〒 6 8 0－8 5 2 2

鳥取市富安 2 丁目 8 9－9

鳥取労働局職業安定課 担当：中嶋（5）提出方法

上記（4）に直接提出（持参）すること。なお、郵送による提出も可とするが、上記（4）あてに（2）の提出期限の前日までに到着するように送付しなければならない。

なお、未着の場合、その責任は参加者に属するものとし、期限内の提出がなかったものとみなすことに留意すること。

(6) 提出に当たっての留意事項

- イ 受付時間は、平日の 9 時 3 0 分から 1 7 時までとする。
- ロ 提出された提案書類等は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消を行うことができない。また、返還も行わない。

- ハ 提出した提案書等は、提出者に無断で使用しない。
- ニ 特許権、著作権等のあるものを企画案で利用する場合には、事前に権利者の承諾を得ること。
- ホ 採用した企画案の著作権その他の権利は鳥取労働局（以下「労働局」という。）に帰属すること。
- ヘ 一者当たり1件の企画を限度とし、1件を超えて申込みを行った場合は全てを無効とする。
- ト 虚偽の記載をした提案書等は無効とする。
- チ 参加資格を満たさない者が提出した提案書等は無効とする。
- リ 提案書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ヌ 本作成要領に疑義が生じた場合は、下記4まで問い合わせること。

2 提案書作成上の留意事項

提案書は原則として、下記3に基づき作成することとし、作成の際は、下記にも留意すること。

- (1) 提案書を評価する者が特段の専門知識や商品に関する一切の知識を有することなく、短時間かつ容易に正確な評価が行うことが可能なように、分かりやすい提案書を作成すること。
- (2) 労働局から連絡が取れるよう、提案書には連絡先（担当者名、電話番号、FAX 番号及びメールアドレス）を記載すること。
- (3) 実施要綱に従った提案書でないと労働局が判断した場合は、当該提案書の評価は行わないこと。
- (4) 補足資料の提出及びヒアリングを求める場合があるので誠実に対応すること。

3 提案書に記載する内容

(1) 業務（事業）の実施方針等

イ 事業の趣旨・目的への理解

事業の趣旨・目的に対する提案者の理解について記載すること。

ロ 組織・人員体制について

令和2年度若年者地域連携事業（以下「本事業」という。）の遂行に当たっての組織・人員体制について記載すること。その際、統括責任者、事業担当者等の体制及び役割分担等についても明確に記載すること。また、再委託をする予定がある場合は、再委託の業務内容等を明確に記載すること。

ハ その他本事業を行うに当たり必要となる業務について

業務計画及び業務実績の作成・報告、苦情等への対応、個人情報の保護、備品等の管理業務及び書類の整備・保存等に関して、担当者や実施時期、方法について詳細に記載すること。

(2) 事業実施方法

イ 仕様書に記載されている事業内容の全てについて、事業の実施方法等を記載すること。また、企画に当たって創意工夫した点があれば併せて記載すること。

ロ 鳥取県の若年者労働市場の状況等、実情を踏まえて記載すること。また、鳥取県との連携方法についても記載すること。

ハ 本事業の支援対象者のニーズを踏まえて記載すること。

ニ それぞれの事業内容の実施体制について記載すること。なお、当該記載については、(1) ロに含めて記載することも可とする。

ホ それぞれの事業内容について、そのスケジュールを明記すること。

ヘ それぞれの事業内容についての実績や効果の把握内容、把握方法及び把握時期について記載すること。なお、当該記載については、(1) ハに含めて記載することも可とする。

(3) その他

イ これまで類似事業を実施したことがある場合は、当該事業の内容、実施方法等について記載すること。なお、類似事業とは、例えば、若年者に対する職業相談・職業紹介に係る事業、キャリア・コンサルティング事業等、仕様書に記載されている事業内容に類似する事業を指す。

ロ 女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業）、次世代法に基づく認定（プラチナくるみん認定企業、くるみん認定企業）又は若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）を受けている場合は、当該認定の事実が確認できる資料を添付すること。

4 問い合わせ先

本要領に記載されている内容について疑義がある場合については、下記担当まで問い合わせること。

〒680-8522

鳥取市富安2丁目89-9

鳥取労働局職業安定課 担当：中嶋

電話：0857-29-1707（内線143）

FAX：0857-22-7717

メールアドレス：nakashima-takayuki@mhlw.go.jp